

沼田町建設工事共同企業体運用基準

(趣旨)

第1条 この基準は、沼田町建設工事執行規則（昭和56年規則第7号）第2条に定める建設工事（以下、「工事」という。）の発注にあたっては単体企業を基本としながら、技術力の結集等により効果的施工又は履行を確保するために活用する共同企業体の取り扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 共同企業体は、次のいずれかの方式によるものとする。

(1) 特定建設工事共同企業体（以下、「特定企業体」という。）

建設工事の種類、規模等に照らし、共同企業体による施工が必要と認められる場合に工事毎に自主結成される共同企業体をいう。

(2) 経常建設共同企業体（以下、「経常企業体」という。）

継続的な協業関係を確保することによりその経営力・施工力を強化するために自主結成する共同企業体をいう。

(申請受付)

第3条 共同企業体の申請受付については、公告により行うものとする。

(施工方式)

第4条 共同企業体による施工方式は、共同施工方式によるものとする。ただし、工事内容等からこれによることが適当でない認められる工事は、分担施工方式によることができるものとする。

(構成員の出資比率)

第5条 構成員が自主的に定めるものとする。ただし、その最小出資比率は次のとおりとする。

(1) 2社の場合 30パーセント以上

(2) 3社の場合 20パーセント以上

(契約)

第6条 共同企業体による請負契約書の相手方は構成員の連名とし、請負契約書には共同企業体協定書（写し）のほか、経常企業体にあつては付属協定書を、特定企業体にあつては共同企業体協定書第8条に基づく協定書をそれぞれ添付させるものとする。また、契約締結後共同企業体編成表を提出させるものとする。

(特定企業体の運用基準)

第7条 特定企業体の運用基準は、次によるものとする。

(1) 対象工事は、大規模であつて技術的難度の高い工事を施工するに際し、技術力を結集す

ることにより安定施工を確保する必要が認められる一定規模以上の工事で沼田町が必要と認める工事とする。ただし、工事の規模、性格等に照らし共同企業体による施工が必要と認められる工事においても単体で施工ができる業者がいると認められるときは、単体企業と特定企業体との混合による入札とすることができるものとする。

(2) 構成員数は、2社又は3社とする。

(3) 構成員の組み合わせは、当該工事の種類に登録されている資格者同士の組み合わせとする。ただし、特に必要と認められる工事については別に定めることができるものとする。

(4) 構成員の資格要件は、次を満たすものとする。

ア 全ての構成員が、当該工事に対応する建設業法の許可業種につき、許可を受けてから営業年数が4年以上あること。

イ 全ての構成員が、当該工事を構成する工種を含む工事について元請として一定の実績があり、当該工事と同種の工事を施工した経験があること。

ウ いずれかの構成員において、当該工事に対応する許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を、当該工事現場に専任で配置することができること。

(5) 代表者の選定方法と出資比率は、次によるものとする。

構成員の代表者は、円滑な共同施工を確保するため中心的役割を担う者であって構成員の協議により定め、その出資比率は構成員中最大とする。

(6) 存続期間は、次によるものとする。

ア 契約の相手方となった特定企業体は、当該契約の請負代金の支払いが完了したときまでとする。ただし、跡請保証をふしている場合は、その検査に合格したときまでとする。

イ 契約の相手方とならなかった特定企業体は、当該契約が締結された日までとする。

(経常企業体の運用基準)

第8条 経常企業体の運用基準は、次によるものとする。

(1) 対象工事は、特定企業体により施工する工事以外の工事とする。ただし、経常企業体は単体企業に準じて取り扱い、経常企業体と単体企業の混合による入札を行うことができるものとする。

(2) 構成員数は、2社又は3社とする。

(3) 構成員の組み合わせは、当該工事の種類に登録されている資格者同士の組み合わせとする。

(4) 構成員の資格要件は、次を満たすものとする。

ア 構成員が、当該工事に対応する建設業法の許可業種につき、許可を受けてから営業年数が原則として4年以上あること。

イ いずれかの構成員において、当該工事に対応する許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を、当該工事現場に専任で配置することができること。

(5) 構成員の代表者及び出資比率は、構成員が協議において定めるものとする。

(6) 既に結成登録されている経常企業体の構成員は、同一の工事種類において、新たに異なる経常企業体を結成することはできないものとする。

(7) 登録年度中に解散した場合は、解散届を提出させるものとする。この場合、当該年度中は他の構成員が廃業するなど特別な理由で解散した場合を除き、当該工事種類において

新たに異なる経常企業体を結成できないものとする。

(雑則)

第9条 この運用基準により難い特別な事由があるときは、その都度町長の承認を受け別段の定めをすることができる。

附 則 この基準は、平成23年 3月 1日から施行する。